

豊明市学生消防団活動認証制度実施概要について

制定理由

平成29年4月1日から消防団条例を改正し、市内の大学等へ通学する者も入団資格を有することとなる。

このことに伴い、地域社会に貢献した大学生等の功績を認証することにより、消防団活動が大学生等の就職活動に積極的に評価されるよう要綱を制定するもの。

制定内容

申請

本制度による認証を希望する認証対象団員（大学生等）は、消防団長に認証推薦依頼書を提出し、受理した消防団長は、当該認証対象団員に顕著な実績があると認め、本制度による認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦する場合は、市長に認証推薦書を提出する。

審査

市長は、推薦書が提出された場合、認証対象団員が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め地域社会に貢献したかを審査し、功績の認証の可否を決定する。

認証決定通知

市長は、審査により認証することを決定した場合、消防団長に対して豊明市学生消防団活動認証決定通知書を交付し、被認証者（申請者）に対して豊明市学生消防団活動認証状を交付する。

制度の周知

市は、消防団を通じ所属する大学生等に周知する。また、市内の企業に周知し、認証証明の効果が十分得られるよう努めるものとする。

施行日

平成29年4月1日

★学生消防団活動認証制度イメージ

